

景品表示法が改正されました！

～改正内容の主なポイント～

令和5年5月17日に公布された改正景品表示法が令和6年10月1日に施行されました。



主な改正事項

1. 事業者の自主的な取組の促進
 - ・ 確約手続の導入
 - ・ 課徴金制度における返金措置の弾力化
2. 違反行為に対する抑止力の効果
 - ・ 課徴金制度の見直し
 - ・ 罰則規定の拡充
3. 円滑な法執行の実現に向けた各規程の整備等
 - ・ 国際化の進展の対応
 - ・ 連絡消費者団体による開示要請規定の導入



今回の改正法は
何が不当表示に当たるのかといった実体規定についての改正は
含まれていないケン
改正の目玉は**確約手続の導入**だケン

確約手続きとは？



詳しくは消費者庁のHPをご確認下さい。
[令和5年改正景品表示法に関する解説動画 | 消費者庁](#)

事業者が迅速に問題を改善する為の制度のこと

確約計画(是正措置
計画)を申請



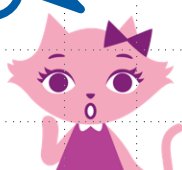
確約計画の認定



措置命令・課徴金納付命令を
行わない

過去10年以内に違反している場合や
表示の根拠がないにも関わらず、あえて表示をしている場合対象外になるわ

ボーケンでは法令違反にならないか等の表示チェック業務を実施しております。
是非ご活用下さい。



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209



@boken_hinshitsushien